

(平成23年10月26日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認石川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち昭和49年3月から同年6月までを8万6,000円、50年5月及び同年6月を11万円、51年5月及び同年6月を12万6,000円、51年7月を13万4,000円、52年7月及び同年8月を15万円、53年5月を19万円、53年6月及び同年7月を18万円、54年8月を19万円、55年12月を20万円、56年2月を20万円、56年4月から同年6月までを22万円、57年6月から同年9月までを24万円、58年4月から同年9月までを24万円、59年3月から同年7月までを26万円、59年8月を30万円、59年9月を26万円、60年6月を28万円、60年8月を28万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月1日から61年3月11日まで  
申立期間において、A社における厚生年金保険加入記録の標準報酬月額が実際の給与支給金額より低い標準報酬月額になっているので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払明細書により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が、申立人のオンライン記録の標準報酬月額を上回っている期間があることが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険料給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか

低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、昭和 49 年 3 月から同年 6 月までを 8 万 6,000 円、50 年 5 月及び同年 6 月を 11 万円、51 年 5 月及び同年 6 月を 12 万 6,000 円、51 年 7 月を 13 万 4,000 円、52 年 7 月を 15 万円、53 年 5 月を 19 万円、53 年 6 月及び同年 7 月を 18 万円、54 年 8 月を 19 万円、55 年 12 月を 20 万円、56 年 2 月を 20 万円、56 年 4 月から同年 6 月までを 22 万円、57 年 6 月から同年 9 月までを 24 万円、58 年 4 月から同年 9 月までを 24 万円、59 年 3 月から同年 7 月までを 26 万円、59 年 8 月を 30 万円、59 年 9 月を 26 万円、60 年 6 月を 28 万円、60 年 8 月を 28 万円に訂正する必要がある。

また、申立期間のうち昭和 52 年 8 月の標準報酬月額については、申立人は給与明細を保管していないものの、前後の月の給与支給明細書で確認できる保険料控除額が同額となっており、同月についても同額の保険料が控除されていたと認められることから、15 万円に訂正することが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 49 年 7 月から 50 年 2 月まで、同年 4 月、50 年 7 月から 51 年 4 月まで、51 年 8 月から 52 年 5 月まで、52 年 9 月、52 年 11 月から 53 年 4 月まで、53 年 8 月から 54 年 4 月まで、54 年 6 月及び同年 7 月、54 年 9 月から 55 年 1 月まで、55 年 3 月及び同年 4 月、55 年 6 月から同年 11 月まで、56 年 1 月、56 年 3 月、56 年 7 月から 57 年 5 月まで、57 年 10 月から 58 年 3 月まで、58 年 10 月から 59 年 2 月まで、59 年 10 月から 60 年 5 月まで、60 年 7 月、60 年 9 月から 61 年 2 月までについては、申立人の給与支払明細書等により認定できる申立人の標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることを確認できず、申立人が給与明細書を所持していない 50 年 3 月、52 年 6 月、同年 10 月、54 年 5 月、55 年 2 月及び同年 5 月については、前後の月から推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていると認められないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の給与支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が、長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月から55年3月まで  
ねんきん特別便では、申立期間が未加入となっているが、国民年金保険料を納付したはずであり、時期や金額に覚えは無いが、未納期間があることが判明し、A市役所のB支所で一括納付した記憶がある。申立期間の保険料納付記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が市の支所で申立人の国民年金の加入手続をし、申立期間に係る国民年金保険料を一括納付していたとしているが、申立人が所持する年金手帳の国民年金記号番号は、年金事務所の国民年金受付処理簿から昭和55年4月19日に任意加入したことが確認できる上、申立人の年金手帳の「被保険者となった日」欄には「A市」のゴム印が押され、「55419」及び「附 55419」の記載があり「被保険者の種別」欄の「任」を「○」で囲んであることから、申立人は、55年4月19日に任意加入手続と付加保険料の納付申出を併せて行ったことが確認でき、A市の国民年金被保険者名簿には、「手帳交付年月日」の「新」欄に回転印で「55.4.26」と表示されている。

また、申立人の夫は、婚姻する前から厚生年金保険被保険者であることから、申立人が厚生年金保険の資格を喪失した時期は、国民年金の任意加入期間となり、遡及して加入することはできず、現在も未加入期間である。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 石川国民年金 事案436

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から45年3月までの期間、45年4月から46年3月までの期間及び46年7月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年7月から45年3月まで  
② 昭和45年4月から46年3月まで  
③ 昭和46年7月から48年3月まで

昭和49年頃に、市役所から特例納付等の案内が届き、夫が私の国民年金に係る申立期間①の保険料の特例納付と申請免除期間であった申立期間②及び③の保険料の追納を同時にしたはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が昭和49年頃、申立期間に係る国民年金保険料を遡って納付したとしているが、49年当時、特例納付及び追納などの過年度に当たる保険料については、通常、市の国民年金担当窓口等で手続した後、社会保険事務所（当時）が発行する納付書で納付することとなっている一方、申立人の夫は市の年金担当窓口を経由せずに、直接、市役所内の金融機関等の窓口で納付したと記憶していること、及び国民年金被保険者名簿には申立期間直後の48年4月から同年12月までの保険料を遡って49年2月28日に納付した記載があることを考慮すると、申立人及びその夫が記憶する保険料納付は、この申立期間直後の期間についての保険料納付であったと考えられる。

また、申立人の夫は、納付した金額について、はっきり覚えていないとしている上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、夫が遡って納付した保険料が申立期間に係るのものであったと推認できる周辺事情は乏しい。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで  
役場の人に2、3年後には国民年金制度が始まるとの話を聞き、夫が私の国民年金の加入手続をし、その後の保険料も夫婦一緒に納付していたはずであり、申立期間が未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が申立人の国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料納付をしていたとしており、申立人自身はそれらに直接関与しておらず、その夫も既に他界しており、当時の状況は不明である。

また、申立人は、国民年金制度発足当時に申立人の夫が申立人の国民年金の加入手続をしてくれたはずであると主張しているが、国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年4月頃に払い出されているほか、申立人においても、国民年金の加入手続の際、役場の職員から今から国民年金保険料を納付していけば60歳になる頃には18年の受給資格期間を満たすことができる旨の説明を受けたと記憶していることを踏まえると、その加入手続の時期は41年4月頃であったと思われる。

さらに、この加入手続の時期を基準とすると、申立期間に係る国民年金保険料は納付の時効期限を経過している上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無いことから、申立期間について、申立人の保険料を夫の保険料に併せて定期的に納付していたとは考え難い。

加えて、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から同年12月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

また、昭和57年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 7 月から同年 12 月まで  
② 昭和 57 年 5 月及び同年 6 月

夫(申立人)のねんきん特別便の記録では、昭和57年5月及び同年6月の2か月が空白となっているが、町内の役員が保険料を集金に来ており、国民年金に加入していないことは考えられないし、53年7月から同年12月までの国民年金保険料が、厚生年金保険の被保険者期間と二重加入のため還付されたと年金事務所から説明を受けたが、還付金を受けた覚えが無く納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録に国民年金保険料の還付記録があり、還付金を振り込まれた銀行には、申立人名義の口座に昭和60年7月18日付けで国庫金「15,650円」が振り込まれた記録がある。

申立期間②については、その妻が厚生年金保険の被保険者であることから、申立人が厚生年金保険を昭和57年5月18日に資格喪失し、次に同年7月15日に資格取得するまでの2か月間は国民年金の任意加入期間となり、町役場が加入勧奨することは無く、現在も国民年金に未加入である。

また、申立人が所持していた年金手帳には、申立期間に係る資格取得及び資格喪失年月日の記入は無い上、申立人の国民年金被保険者台帳及びA市が保管していた旧B町における申立人の国民年金被保険者名簿に申立期

間②に係る被保険者資格記録の記載は無い。

さらに、町内会が申立期間当時に集金した昭和 57 年度国民年金徴収原簿にも申立人の氏名は無く、申立人から保険料を徴収した実態は見当たらない。

そのほか、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

また、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月及び同年5月並びに2年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月及び同年5月  
② 平成2年3月

平成元年4月及び同年5月並びに2年3月の国民年金保険料は、国民年金に加入しており、納付書が届いていれば納付しているので、納付されていない状況になっているのは、納付書が送付されていなかったと考えられるので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年4月頃に町役場で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、基礎年金番号に統合された国民年金記号番号は、前後の番号のオンライン記録から、番号が払い出された時期が7年4月頃と推測できる上、申立人には、別の国民年金記号番号が払い出された形跡は無い。

また、日本年金機構のオンライン記録とA市の電算記録に、申立人が国民年金に平成元年4月1日まで遡って加入したと入力されたのは7年4月頃であり、この時点では既に、納付期限から2年以上経過しており時効のため申立期間の納付書が送付されることはない。

このほか、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 45 年 7 月 31 日まで  
私は、高校卒業後、A事業所に就職したが厚生年金保険の記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間後に勤務したB事業所から提出されたB事業所の勤務記録表及び志願票並びに事業主の妻の供述から、申立人が申立期間にA事業所で勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A事業所は申立期間後の昭和47年7月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることから、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A事業所の新規適用日に資格を取得している被保険者が5人確認でき、当該同僚に照会したところ、回答した同僚は、入社した昭和42年頃、会社は厚生年金保険に入っていなかったため、会社が厚生年金保険に入るまでは国民年金に入っていた旨述べている。

さらに、申立人は、事業主より給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有していない。

加えて、A事業所は、既に廃業しており、事業主も亡くなっていることから、人事記録や賃金台帳等の資料が得られず、申立人のA事業所における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。